

# 取調べの可視化 ニュース (通算第58号)

2024  
第29号  
2024.1.1

**今号の特集**

<注目事件の報告>  
・プレサンス元社長えん罪事件国賠訴訟  
・被疑者ノート検査、黙秘権侵害国賠

<各地の市民集会>  
・11/11京都  
・1/27広島

<【ご案内】全事件での「取調べ可視化」を考える～「Winny」上映会>

編集責任：取調べの可視化本部

## 注目事件の報告

### 可視化媒体に提出命令 —プレサンス元社長えん罪事件国賠訴訟

取調べの可視化本部副部長 秋田 真志(大阪弁護士会)

大阪地裁は、2023年9月19日、プレサンス元社長えん罪事件国賠訴訟の検特捜部によるえん罪被害者である山岸忍さんが提起した国賠訴訟において、検察官による取調べの可視化媒体の一部について、国に對し文書提出命令を発しました。同事件における取調べの最大のポイントは、特捜部T検事が、山岸さんの元部下であるK氏に対し、可視化された中で、机を叩く、恫喝するなどして、山岸さんの関与を認める虚偽供述を強要したことです。国賠訴訟で国は、K氏の取調べについて反訳書の提出に応じましたが、可視化媒体の提出は拒んだため、原告は文書提出命令を申請しました。

決定は、「取調べが不適正で違法であるとして提起された国家賠償訴訟は、刑法301条の2に基づく録音録画を利用することが有用な訴訟類型である…(原告主張の)違法な取調べが行われていたことの立証のためには、取調べにおけるT検事の発言内容だ

し立てたのです。国は「K氏のプライバシーや更生の妨げになる」「国民の将来の捜査協力への妨害になる」としつつ、可視化媒体を当事者以外に閲覧・謄写をさせず、非公開で調べるなどの条件を原告が承諾すれば任意提出するなどとして拒否しました。原告は当然に拒否し、決定に至りました。

決定は、「取調べが不適正で違法であるとして提起された国家賠償訴訟は、刑法301条の2に基づく録音録画を利用することが有用な訴訟類型である…(原告主張の)違法な取調べが行われていたことの立証のためには、取調べにおけるT検事の発言内容だ

### 被疑者ノート検査、 黙秘権侵害国賠

取調べの可視化本部事務局長 吉田 康紀(札幌弁護士会)

**1 事案の概要**

本件は、2021年6月、母親Aが、2歳の男児をクローゼットに閉じ込めたとして監禁罪で逮捕され、逮捕の翌日に男児が死亡した刑事事件に関する国賠事件です。刑事事件は嫌疑不十分で不起処分となりました。本ニュース2021年11月号でもご報告しており、本稿はその続報です。

### 3 文書提出命令と 法廷再生

黙秘権侵害の立証との関係では、取調べ録音録画記録媒体(以下「記録媒体」)を入手し、証拠調べ請求することが必要不可欠でした。北海道は、記録媒体の任意開示を拒否したため、我々は、2022年5月、記録媒体を準文書、所持者を札幌地検として、文書提出命令を申し立てました。提出の必要性や刑法47条等の論点について

### 2 国賠訴訟の提起

2021年12月20日、Aと元弁護士を原告、被告を北海道、私は訴訟代理人として、札幌地裁に訴訟提起しました。請求原因は、①Aが拒絶したにもかかわらず、留置担当者が被疑者ノートを持ち

### 4 最後に

被疑者ノートの検査と黙秘権侵害は極めて重大な問題で、地元メディアも非常に注目していますので、いずれの争点についても勝訴判決が得られるよう、全力を尽くします。また機会がありましたら、続きを報告させていただきます。

## 各地の市民集会

### 開催報告

#### 11/11シンポジウム「トクソウの再犯 〜またやった〜? いつもやってくる?」(京都)

取調べの可視化本部事務局長 遠山 大輔(京都弁護士会)

2023年11月11日、弁護士の取調べ立会いを実現するシンポジウム「トクソウの再犯〜またやった〜? いつもやってくる?」(京都)を開催しました。必要性を市民に訴えました。えん罪被害者となった山岸忍氏のご講演、刑事裁判からその後の国賠訴訟に至る経過についての秋田真志弁護士(大阪)、西愛礼弁護士(大阪)からの報告で、大阪地検特捜部の取調べが「酷い」として酷くなっていること、酷い取調べを支えるのが人

質司法だということが分かりました。熊本大学法学部の内藤大海教授を交えたパネルディスカッションでは、海外の法制度等を紹介し、取調べ立会いの面でも日本が後れていることを市民に伝えました。シンポジウムの内容は動画配信されますので、是非ご覧ください。

### ご案内

#### 1/27市民集会「他人事ではない! 見えない取調べの実態 〜取調べの全面可視化、そしてその先へ〜」(広島)

取調べの可視化本部副部長 井上 明彦(広島弁護士会)

広島弁護士会は、2024年1月27日(土)に市民集会「他人事ではない! 見えない取調べの実態〜取調べの全面可視化、そしてその先へ〜」(広島)を開催します。本集会の内容は「報告」「再現」「講演」の3つです。「報告」は、河津博史弁護士(第二東京)から法務省の「改正刑法」に関する刑事手続の在り方協議会」の議論状況の問題点を報告していただきます。「再現」は、三重県鳥羽警察署事件の取調べ録音を再生し、取調べ室の状況を再現します。

「講演」は、山岸忍さんと秋田真志弁護士(大阪)からプレサンス事件における検察官の取調べの問題点を講演していただきます。当日はWEB配信も行いますので、広島まで来られないという方も是非ご参加ください。

### 【ご案内】全事件での「取調べ可視化」を 考える〜「Winny」上映会

取調べの可視化本部事務局長 吉田 茂(第二東京弁護士会)

2024年1月22日(月) 17:00〜20:00 弁護士会館2階講堂フレオA

インターネットといえはネットサーフィンという程度の認識が大半であった時代に、画期的なファイル共有ソフトを開発した開発者がいた。「Winny」と呼ばれるそのソフトは、サーバーを介さず誰もが匿名でファイルをやりとりできるソフトであり、その技術は現在に連なる大きな可能性を秘めたものであった。しかし、Winnyユーザーによる著作権侵害行為やウイルスに感染したWinnyによる情報漏洩が社会問題化し、開発者である金子勇氏は著作権法違反補助の罪で逮捕、起訴されたのであった。

映画「Winny」は、金子氏と金子氏を支えた弁護団による奮闘の記録である。そこでは、金子氏の人生を狂わせ、ソフトウェア開発者を萎縮させ、ひいてはデジタル社会への発展の足を引っ張ったであろう権力の暴走が描かれるが、それだけではない。映画「Winny」は、可視化されていない密室取調べの問題点を分かりやすく可視化した映画でもある。そして、この映画によって、事件から20年を経た現在に至っても、警察の取調べは全く変わっていないことに気付かされるのである。日弁連では、取調べの問題を考

えるため「Winny」上映会を企画した。上映会には松本優作監督にも登壇いただき、Winny事件で主任弁護人を務めた秋田真志(大阪)と熱いトークを展開いただく予定です。しかも、これだけの企画が参加無料(要事前申込み)である。是非「観賞」いただきたい。

\*お申込みはこちらから↓  
https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2024/240122.html

